

第 3 1 回 北本市議会報告会

日時	令和 3 年 1 0 月 3 0 日 (土) 午前 1 0 時～正午
会場	北本市役所 3 階 E・F 会議室
参加者	1 7 人
出席議員	湯沢美恵、桜井卓、村田裕子、金森すみ子、岡村有正、松島修一、日高英城、高橋伸治、中村洋子、工藤日出夫、保角美代、滝瀬光一、諏訪善一良、大嶋達巳、島野和夫、岸昭二、加藤勝明 (議席番号順)
次第	<p>1 開 会 岡村広報広聴委員長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で開催形態や周知がうまくいかないところもあったが緊急事態宣言も明け、今回は従来通り第 1 部、第 2 部という構成で開催する。 ・色々ご意見を伺いながら委員会、議会運営を進めていきたい。 <p>2 あいさつ 工藤議長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回は 9 月定例会の報告だが、新型コロナの感染が拡大する中で議会の開催であったため通常の会期日程を大きく変更した。 ・昨年の 3 月議会に引き続き一般質問を取りやめたが、今回は通告の前に日程を変更した。今回は委員会に付託する議案がなかったため、委員長報告もない。通常 9 月定例会では決算の審査を行うが、閉会中の継続審査とした。1 2 月定例会において議決する予定。 ・先日関東市議会議長会がありオンラインで理事会を開催したが、9 月定例会で一般質問を取りやめたと報告があった。感染拡大が深刻な状況から通告後に取り止め、文書質問に切り替えたが、議長に対して不信任の動議が出されたという話を聞いた。各地で混乱している。埼玉県では富士見市で議員に陽性者が複数人出たことで一般質問を取り止め、岐阜県の町議会では会食により陽性者が発生し議員全員が濃厚接触者になり議会が開けなくなった事例もある。 ・第 5 波の感染は全国各地で大きな影響が出ており、本市では事前に最大限の感染拡大防止のため日程変更を行った。多くの市民からご意見をいただいている。危機管理についても議会として取り組みながら、しっかりと責任を果たしていきたい。 <p>3 議会報告会の進め方について 岡村広報広聴委員長</p> <p>4 【第 1 部】定例会の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市長提出議案等の審議概要について 加藤議会運営委員長 (2) 委員会提出議案の審議概要について 桜井子どもの権利に関

	<p>する特別委員会副委員長</p> <p>(3) 議員提出議案の審議概要について 加藤議会運営委員長</p> <p>(4) 請願の審議概要について 加藤議会運営委員長</p> <p>(5) 特別委員会からの中間報告 桜井子どもの権利に関する特別委員会副委員長</p> <p>(6) その他</p> <p>(7) 質疑応答 参加者 4名</p> <p>5 【第2部】委員会ごとの意見交換会 第1部の報告以外に関する質疑応答を実施</p> <p>6 閉会</p>
司会	金森議会広報広聴副委員長
質疑応答の概要	
<p>1人目</p> <p>Q. 意見書で生徒指導のことについて取り組んでいるということだが、生徒指導についての重大事態が何件くらい発生しているのか、ほかの要因やそれらについての対応を伺う。</p> <p>A. (桜井) 生徒指導をもとにした自殺についての明確な統計はありません。それも問題ですが、学校の指導が元で自殺に至ったと考えられる民間の調査によると、ここ10年くらいで数十件あります。指導死についてのシンポジウムがあり、あきらかに生徒指導によるものだろうという保護者の痛切な声が報告されています。北本市では生徒指導によるいじめや自殺は報告されていませんが、ツイッターでなりすましをして誹謗中傷をしたという事件もありましたので、今後に向けて、生徒指導よりも子どもの権利を守っていくということで意見書をだしました。</p> <p>子どもの権利条約の意見聴取の中でアンケートを小中学生、北本高校生にも配り、その中で子どもの困りごとなども把握していきます。</p> <p>Q. 9月議会の一般質問と委員会の審議を中止した経過はわかりませんが違和感があります。埼玉県の40市の中でこのようなことをしたのは北本市だけです。やらなかったのは正しかったのかどうか、充分議員の中で議論していただきたい。正しいと総括しないほしい。 <u>意見です</u></p> <p>2人目</p> <p>Q. (1) 昨年3月の議会で一般質問を中止して、そのことについて議会報告会の議事録で報告されていない。</p> <p>3月の段階で、他の市議会でも一般質問について中止したのは20%以下、6月</p>	

議会でも中止したり文書質問をしたりしたところもある。1年半を通じて、社会全体の状況を見て、どんな議論や試みが行われたのか。

(2) 人流の接触を減らすためと言われているが、人流を減らす具体的な工夫。

(3) 中止にはどんなメリットがあったのか。特別委員会と議会運営委員会を市民は傍聴できないと言われた。コロナの理由で透明性が少なくなっている。市民が議会を見られないデメリットがある。

(4) 市長の専決処分が増えていると感じている。一般質問をしないことや常任委員会を開かないことによって、議会の役割が縮小されてきている。二元代表制と言われているが市長のほうの権限が強い。

(5) 第6波があれば、一般質問も常任委員会もいないということになるのではないのか。賛成反対意見があったはず。議論がどれだけ深められて結論が出たのかが見えない。

A. (議長) (1) 9月議会の議案の事前説明があった時、北本市の感染症の状況が大変厳しい状況でした。昨年3月から今年7月までの間の陽性者が290人ぐらい、しかし8月1ヶ月で270人ぐらいと、これまでの1年とこの1か月が変わらない発生状況で、これ以上の陽性者の拡大は防がなければならないというのがテーマでした。議員も職員の中にもワクチン接種をしていない人もいるので、これ以上の感染拡大をさせるきっかけを議会がしてはならない。議会運営委員会では、代表質問や文書質問についても意見がありました。文書質問は議会の閉会中にできると要綱を定めており、緊急性のあるものについてとなっているので、緊急質問で充分対応できると決めました。文書質問については今後の検討課題で宿題として考えている。議会の責任を果たしながら、代表者会議や議会運営委員会に諮った。

(2) 人流を減らすには人の接触を減らすこと以外にない。一般質問は綿密なヒヤリングを職員とするので、職員から感染することは避けたいと考えていた。感染者または濃厚接触者が議員の半数になるようなことになれば、議会は開催されず、すべての審議ができなくなってしまいます。そこで、議案調査も少人数で実施し、総括質疑もしっかりとやらせていただきました。議会の権能は提出議案の議決です。しなければならないものはすべてさせていただきました。決算は先送りしました。委員会で審議することが限定的になったので、今回は常任委員会の開催を見送ることにして、本会議でそれぞれの議員が質疑をし、議論しなければならないことはしっかりと行い採決しました。

オンラインについては議会運営委員会に諮問してこれから検討したいと考えています。動画については、今回は録画でしていくという結論となり、委員会についても議事録を公開していくことになっています。

(3) メリットについては、危機管理上でいえば十分にメリットがあった。北本市の感染状況は著しく増えることなく、9月10月に入ってから、感染者がゼロという日があるので、私は良かったと思っている。

(4) 専決処分が増えているのではと御指摘がありましたが、増えてはいない。昨年6月議会に3件の専決処分が出されたとき、議会から軽々にすべきでない

と意見があつて、市長は慎重になり、条例の一部改正等はありませんが、予算議案についてはないと思います。

(5) 委員会を開けないことによる権能低下はということについては、委員会は審査機関なので決められない。決めるのは本会議しかない。今回は、7議案を本会議で、各議員が質問し採決している。委員会で議論をしなかったからと言って権能が低下しているとは思わない。

一般質問も委員会も軽んじていない。それぞれのまちが危機管理をする自立権がある。北本市が置かれている状況を判断し決めている。

3 人目

Q. たったこれだけの人数で質問をまとめてというのは改善が必要。

北本市でできなかったリモート会議は一般企業では10年以上前からやっている。タブレットの導入ができていれば、全国に先駆けて今回対応出来た。相手の主張を聞いて進めていくことが必要。ここで意見を聞くこと、これからどうしたいかを聞くことが必要。

A. (岡村) 貴重な意見をありがとうございます。これから第2部で質疑応答としてご意見等を伺い、今後の活動に参考にしていきます

4 人目

Q. 深刻に考えなければならないのは、本当にこんな議会報告会で良いのか。議会だよりの表紙に9月議会についての説明があつた。8月の末に代表者会議や議会運営委員会をやられて、その時点でなぜこうなったのかをホームページに載せられないのか、議長のあいさつも検索しづらい。もっとアピールすべき。一般質問を取りやめたと書いていますが、今、議員同士は60センチ間隔です。本当にコロナのことを考えているのか

A. (岡村) 人数が少ないということについては、広報広聴委員会もいろいろなツールを使って今後進める。出前も含めて1人でも多くの方の御意見をお聞きしたいと準備を進めています。

【第2部】

Q. 議会報告会の第1部は第3回定例会について、第2部は意見交換会となっている。今回のレジュメでは委員会ごとの意見交換会となっている、それでは趣旨が違ふ。全体での意見交換ができると思つてきた。

Q. 文書で、全員協議会、議会運営委員会の傍聴について可能か聞いた。基本条例では可能となっている。この間、ごみ処理場の説明会を傍聴した方がいたと聞いた。議案調査は議場でもできるのではと思うがどうか。

A. (議長) ごみ処理施設の協定に関わる全員協議会については傍聴させた。執行部に締結前に経過も含めて報告し、議員からの質問に答えていただきたいと申し入れをした。たくさん傍聴者を入れることができないので、隣の部屋で音声での傍聴を許可した。全員協議会の傍聴については、議会運営委員会で検討し傍聴できるとなっている。ただし、執行部からの申し入れのなかで確定していないことや人事については傍聴ができないなどいくつかある。テーマによっては傍聴できる。議会運営委員会の傍聴は今、許可していない。

Q. 条例では運営上支障がなければ傍聴できるとなっている。市民が知りたいから傍聴できるのが基本。

A. (議長) 議会運営委員会は傍聴できないとはなっていないが、委員会は必ず公開しなければならないとはなっていない。それぞれの委員会で決める。議会運営委員会では議会運営に関することでは傍聴を控えさせていただいている。すべてを許可しないということではなく、現在取り扱っている内容では傍聴を控えさせていただいている。

Q. 委員会は傍聴ができる。ただし人事とか秘密会などの場合は傍聴できない。議事録は総務課で行政の情報開示請求をしてくれと言われた。議会運営委員会は完全に他の常任委員会と違っている。

A. (議長) 委員会条例で傍聴の取り扱いという規定第 16 条、委員会は委員の他委員長の許可した場合傍聴することができるとなっている。各常任委員会が会議の前に委員に諮って傍聴をその都度許可する。委員会が議決をして秘密会にしたときは傍聴できません。それ以外は許可している。会議録はほとんどホームページに載せている。議会運営委員会については要点筆記をしていて、現状では載せていません。

Q. 北本市議会基本条例が一番上位のもので、第 9 条に議会の公開について書かれていて、趣旨解説には議会運営委員会も全員協議会についても運営上支障がない場合は公開となっているが、来てみなければ傍聴できるのかわからない。

A. (議長) 会議の公開第 9 条、議会は会議を原則公開。但し書きに傍聴ができないことが書かれている。本会議は法律で公開しなければならない。ただし、秘密会はできない。

Q. 条例にはそう書いてあります。趣旨解説には、北本市議会は運営上支障がなければ、本議会はと、わざわざ謳って基本条例でかいている。原則と趣旨解説が違うのでは。

A. (議長) 議会運営委員会については、議会運営上支障を来たす恐れがあると委

員長と委員が判断した場合公開していない。他の常任委員会も議案を取り扱っている場合、秘密会以外は基本的に公開している。議会運営委員会は複雑な問題を協議する場合があるので、傍聴を控えていきたいと判断することがある。

Q. ごみ問題で、市長に市民、議会共同で進めようと申し入れをしたが、市長の独断で進められている。高いごみ処理場をやめ、安くするには議会と市民とでものを申していく必要がある。議員が市民に情報を公表できるのかが大切。情報を共有し、公開することが第1のハードル。議会が一枚岩になれるのかが第2のハードル。鴻巣、吉見の議会、市民町民が処理場を安く作ることに同意できるかが条件になる。議会はどのような方向で作ろうと動くというのかが知りたい。

Q. (1) 昨年12月の決議を無視されていると思う。その議決に反することが今回の2市1町の協定だと思う。議会としてアクションを起こしてくれるのかが聞きたい。

(2) 電子システムで表決をしているが、退席は表記できない。今回緊急動議が出たがあれも表決できないのか、手を挙げて採決した。

A. (議長) (2) 電子システムについては機械の不具合で電子採決が出来ずに、急遽手を挙げて採決した。不具合でなければ電子採決で表決できる。

(1) ごみ問題・協定書の問題は、議会は何もできない。市長の専権事項です。議会が団体の意思としてできるのは、地方自治法第96条に条例を設け改廃することができるという1項目から15項目目までの要件だけが議決要件で、団体の意思を決定するための議決です。それに基づいたものを執行部は尊重しなければならないとなっています。

議会決議は96条以外のもので、誠意のないあるいは無頓着の乱暴な首長であればスルーされてしまう。議会としては残された手段は不信任しかない。今回のごみ処理問題について、議会は異議を申し立てる法律上の制度はない。新施設についての予算を否決する、修正することは考えられる。首長の権限は大きい。議会が阻止することは難しい。